

(お知らせ)

令和3年2月5日

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部
〔 担当：京都市行財政局財政部財政課 〕
〔 電話：075-222-3293 〕

京都府緊急事態措置の延長に伴う本市所管施設の閉鎖時間帯における 利用予約のキャンセル対応について

標記の件について、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 対象となる条件について

- ① 延長された京都府緊急事態措置期間（2/8～3/7）において、施設閉鎖時間帯を含む利用区分の利用予約をキャンセルする場合
- ② 令和3年2月5日（金）時点で当該利用予約が成立している場合
※ただし、京都府が緊急事態措置期間の延長を発表した令和3年2月3日（水）及び令和3年2月4日（木）にキャンセルされた場合を含む
- ③ 利用日変更、延期などキャンセルによらない対応ができない場合

2 上記1の全ての条件を満たす場合の使用料又は利用料金の取扱いについて

既に公の施設の使用料又は利用料金が納入されている場合は全額還付します。
また、未納の場合は納入を求めません。

3 キャンセル受付期間について

京都府緊急事態措置が期間途中で解除された場合、その時点で全額還付を前提としたキャンセルの受付を終了します。

注1 「施設閉鎖時間帯を含む利用区分の利用予約」において、施設が閉鎖されていない時間帯の利用が行われる場合、還付は行えません。

注2 「施設閉鎖時間帯を含む利用区分の利用予約」がキャンセルとなることに伴い、他区分の利用予約に関しても当該利用目的が達成できなくなる場合、他区分の利用予約についても全額還付します。

※ 詳しくは、各施設にお問い合わせください。